

会 議 録

会議の名称	平成 26 年度 第 2 回東村山市公共施設再生計画基本計画検討協議会				
開催日時	平成 26 年 10 月 31 日（金） 18:00～20:00				
開催場所	市民センター第 4 会議室				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>（委員） 番場清隆委員長、益田滋子副委員長、西山三朗委員、遠藤久子委員、三上豊委員、桧森隆一委員</p> <p>（東村山市） 渡部市長、小林経営政策部長、平岡経営政策部次長</p> <p>（事務局） 経営政策部施設再生推進課 笠原課長、堀口主査、寺島主任、岩渕 パシフィックコンサルタンツ株式会社</p> <p>●欠席者： 市川忠文委員</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の 場合はその 理由		傍 聴 者 数	1 名
会議次第	<p>1. 開会</p> <p>2. 議事</p> <p>（1） 前回第 1 回公共施設再生計画基本計画検討協議会の確認</p> <p>（2） 公共施設再生計画基本計画（案）について</p> <p>3. その他</p> <p>（1） 市民ワークショップについて</p> <p>4. 閉会</p>				
問い合わせ先	<p>経営政策部施設再生推進課</p> <p>電話番号 042-393-5111（内線 2251～2253）</p>				
会 議 経 過					
<p>1. 開会</p> <p>○ 委員長</p> <p>皆さん、こんばんは。本日は大変お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。ただいまより、第 2 回公共施設再生計画基本計画検討協議会を開会します。</p> <p>2. 議事</p> <p>（1） 前回第 1 回公共施設再生計画基本計画検討協議会の確認</p> <p>○ 委員長</p> <p>それでは、議題に入ります。時間の関係から、議事にあります次第 2（1）の「前</p>					

回第1回公共施設再生計画基本計画検討協議会の確認」と(2)「公共施設再生計画基本計画(案)について」、合わせて事務局より説明をお願いいたします。

○ 事務局

(資料1に基づき、第1回公共施設再生計画基本計画検討協議会について振り返りを行った。)

(続いて、資料2及び3に基づいて、公共施設再生計画基本計画(案)について説明した。)

<説明要旨>

- ・ どのような状態の施設にどのような方策を検討すべきかということについて、サービス提供主体の適正化、サービス水準の適正化、サービス配置の適正化の三つの視点から整理して検討する。
- ・ 検討にあたっては、サービスとハコを切り離して考えること、施設が提供しているサービスや機能に一つずつ着目して考えることがポイントとなる。
- ・ 事業の優先度については、コストマネジメントアプローチ、エリアマネジメントアプローチ、タイムマネジメントアプローチなどの視点で判断していく。

○ 委員長

ただいま事務局から説明がありました議事1について、ご質問等ございますか。

○ 委員

(質問なし)

○ 委員長

議事1については、特に何も無いようなので、これで了解といたします。

(2) 公共施設再生計画基本計画(案)について

○ 委員長

それでは、本日の議事(2)「公共施設再生計画基本計画(案)について」、まずはご質問等がありましたらお願いいたします。

○ 委員

施設分類別の方向性をまとめる際の、行政施設や生涯学習施設などの施設分類は、どのような方法で分類されるのですか。

○ 事務局

基本的には平成24年度に作成した公共施設白書で整理した分類を考えています。ただし、検討していく中で、この分類ではまとめづらいというものがあれば、多少整理することもあると考えています。

○ 委員長

他にございますか。説明が一括でございましたので、資料3も含めてご意見をいただきたいと思います。

○ 委員

周辺の各市でもいろいろなサービスがあると思いますが、行政サービスの内容について、東村山市はこういうことをやっている、他の市ではこういうものがありますということを具体的に示していただければありがたいです。必要のないサービスというものも多分あるのではないかと思います。

○ 事務局

東村山市が独自に行っているサービスかどうかということをおし上げるのは難しいのですが、今回お示しした資料にある当市の施設で提供している具体的なサービスについて、いくつか例をあげてご説明します。

例えば、図書館では、図書館資料収集、図書館資料の整理・保存、図書の貸出し、レファレンスサービス、多様な学習機会の提供、ボランティア活動等の促進、など様々なサービスを行っています。

スポーツ施設では、屋内競技及びトレーニングの場の提供、スポーツ及びトレーニングの指導などに加え、東村山市では水泳ができるプールの場の提供もしています。

また、子育て施設の一つである保育園では、長時間保育や一時預かり、学校施設であれば、学校教育はもちろんですが、地域に生涯学習の場を提供するというサービスや機能があります。

このように、施設のサービスに着目すると、一つの施設で様々なサービスを提供しているということがご理解いただけるかと思います。

○ 委員

以前に施設に関する市民のアンケート調査を実施したかと思います。資料3の最後のページに、エリアマネジメントアプローチやコストマネジメントアプローチなど、アプローチの視点に関する記述がありますが、その一項目として、例えば、需要度という稼働率のようなものが入ってくるべきではないかと思います。

○ 事務局

資料では、代表的な三つの視点をご紹介しましたが、説明文の中に若干触れさせていただきました通り、ご指摘の稼働率についても必要な視点の一つではないかと考えています。

ただし、稼働率が低いのであればサービスをやめてしまえばいいということではありません。例えば、図書館で本を返すついでに住民票などの証明書の発行も同じ施設で受けられるというように、他施設のサービスと複合化すれば利便性が向上し、稼働率を上げることも考えられます。そのようなことを検討していくためにも、稼働率や利用率などの視点も必要ではないかと考えています。

○ 委員

先ほどの委員のご質問にも関連するのですが、もう一つは利用者の満足度の調査も施設毎に把握している市が多いということです。類似施設であれば、満足度はある程度比較できるかもしれません。

○ 事務局

資料の2ページで、指標の一つとして市民需要の度合いというものを掲げています

が、今のご意見はまさにそこに関連することではないかと思えます。

平成 24 年度に施設に関する市民アンケートを実施しており、その中で施設の分類毎に満足度と利用頻度などを尋ねています。利用頻度が少ないと答えた方については、その理由もお尋ねしました。利用頻度が少ない理由が、「施設の設備が悪いから」、「場所が不便だから」ということであれば、そこを改善すれば利用が高まるのではないかと考えられますが、一番多かった理由は「自分の生活上必要な施設ではない」というものでした。このようなことを踏まえると、施設で提供しているサービスが現在の市民ニーズと合っているのかということも検討しなければならないと考えています。

ただし、今申し上げましたように、この施設のアンケートは施設分類毎に聞いておりますので、今後はサービス毎の需要をどのように把握するかということが課題であると考えております。

○ 委員

複合施設の場合は多面的なものなので、一元的に分類して、こちらはニーズが高い、こちらは低いと単純にとらえてしまうと、一つの複合施設としてみたときの評価が非常に難しいと思えます。マトリックスのとり方によって全然違う答えが出てくると思えます。

○ 事務局

その通りだと思います。今も図書館や公民館等の複合施設がありますけれども、ご指摘の通り、施設全体の満足度を適正にとらえるのはなかなか難しい面があります

○ 委員

他市の事例等を見ても、ある見方によってはすごく成功しているのだけれども、違う見方ではどうかということがあって、そのあたりが非常に難しい。

今回の考え方も、例えばエリアの中で統廃合を考えたときに、エリアの面積をどこまでを一つのクラスターとして取っていくかで変わってくると思うのです。

エリアを大きくとるほど不便さが強調されるし、逆に小さくとるほど施設がいくらでもできてしまうと思えます。

○ 事務局

おっしゃる通りです。そのようなことにならないためにも、ハコとサービスを分離して、サービスの一つ一つに着目して考えることが重要ではないかと考えています。施設単位でまとめて考えてしまうとどうしても、それでは遠すぎる、近すぎるという議論に終始してしまいます。施設の中で行われているサービスを一つずつ見ていくと、あるサービスは徒歩利用圏内にはないと不便だけれども、あるサービスについては、年に 1 度しか利用しないので市内に 1 カ所あれば、多少遠くてもいいのではないかとということも考えられるのではないかとと思えます。

○ 委員

10 月 15 日号の市報を見ましたら「市民意識調査の結果概要報告」がありました。「住み続けたい理由」と「市外に移り住みたい理由」というものがあって、「市内に

「住み続けたい」の回答 67.5%、「市外に移り住みたい」の回答 11.5%ありました。「市外に移り住みたい」の回答理由の中で「公共施設が充実していない」と答えた方が 26.5%ありました。公共施設のどこが不満でこういう返答が出たかはつかんでいないのでしょうか。

○ 事務局

ご指摘のように、設問の中で施設のどこが不満ですかという掘り下げた質問をしてご回答を得ることができれば、それは非常に有効なデータになると思いますが、総合計画の市民意識調査は広く市の施策について重要度や満足度を把握することを目的として実施しており、設問の数も限られてしまうことから、そこまで細かい質問を設けることができていないというのが実情です。

○ 委員

せっかくこのような会議で検討しているわけですから、これからでもこの点について掘り下げなければいけないのではないのでしょうか。

○ 事務局

平成 24 年度に公共施設に関するアンケートを実施して 2 年経過しておりますが、日々、市民の皆様のニーズも変わっていることと思います。いただいたご意見も課題として踏まえながら、市民ニーズの把握に努めていきたいと思っております。

○ 委員

今後、サービスを民間に委託したり移管したりということを考えてといけないと思いますが、イメージを具体的に教えていただきたいと思っております。サービスの提供が行政の義務となっているもの、行政側ではないと提供できないサービスというのはどういうものがあるのでしょうか。

○ 事務局

現在、庁内でも各施設で提供しているサービスについて、今回お示しした考え方に基づいて精査を進めているところですが、行政が直接的にサービスを提供しなければならないと法的に強く義務付けられているものは、実は余り多くはありません。

例えば、庁舎では地方自治法等に基づき、行政上の執務が行われていますが、執務の一部を民間に委託することはできても、完全に行政の関与をなくしてしまうことはできません。また、学校教育については、学校の設置も学校教育法において義務付けられているので、行政の関与をなくすることはできません。その他、下水道施設や高齢者施設における高齢者に対する就労機会の提供なども法律で義務付けられています。

○ 委員

市民が使う公共施設には義務がないのですか。

○ 事務局

法的な義務というレベルでは多くはありません。ただし、法的な義務がないからといって、市が市民のサービスを提供しなくていいかということ、必ずしもそうではあり

ませんので、現在までに様々な施設が整備されてきたという状況です。しかし、時代の変化もありますので、そのサービスが今後も必要かどうかということは常に見直していく必要があると考えています。

○ 委員

今のご質問に関連すると思いますが、このフローの中でイエス・ノーの分類基準をどのように明確にするかです。イエスとってこのフローで並べていくのと、ノーで並べていくのでは全く違ってくると思うのです。例えば、法的に決められているものは、歴然とイエス・ノーでいいと思いますけれども。

○ 事務局

ご指摘の通り、このフローの中で判断が非常に難しいところが何カ所かあります。法的義務等についてはある程度明確ですが、市民の需要があるのかどうか、サービスの水準が今の状態で適正なのか、量と質のバランスはどうなのか。このあたりの判断は非常に難しいと思います。先ほどその指標の一つとしてアンケートの結果や、利用率や稼働率も参考にはできると申し上げましたが、その数字だけが何パーセント以上ならば良いということについてはなかなか答えは出せないと思います。最終的にはそれらの数値を参考にしながら総合的に判断するしかないと考えています。

また、その数値も把握できておらず判断材料が不足していることもあると思います。今後はそこを充実させて判断材料を増やしていくことが課題であると考えておりますが、今回の基本計画では、今ある材料の中で判断できる範囲で施設分類別の方向性を検討する必要があると考えています。この先5年、10年の中で具体的な個別施設に対する取り組みを検討する際は、さらなる調査などによって判断材料をより充実させたいと考えています。

○ 委員

例えば、芸術文化振興基本法という法律を見ると、地方自治体はその地域の芸術文化振興に努めなければならないと書いてあります。どれぐらい努めなければならないのか、どれぐらいやったら努めたことになるのかとは書いていないので、それは市で判断されることだし、それに対して市民が満足されるかどうかということも判断する必要があるということです。一個一個それをやっていかなければいけないということだと思います。

○ 委員

資料3の5ページの行政施設の例のところに「本来行政が行うものだが、一部を民間に委託することが可能な場合があり、他自治体では様々な事務を民間に委託している」という文章がありますが、例えばどんなことを委託されているのか、ご存知でしたらお聞きしたいと思います。

○ 事務局

例えば、当市でも市民課における住民票等の交付業務等については一部を民間委託しています。先進的な事例では、一つの窓口で様々な手続のできるワンストップ窓口などを民間に委託しているという事例もあります。また、市庁舎の駐車場を一部民間

に貸し出して、そこに建てていただいたコンビニエンスストアに行政サービスの一部を委託している自治体もあります。市役所の業務時間以降でも市役所の駐車場の中にあるコンビニエンスストアに行けば、住民票を取得したり、図書館の本を返却することができます。また、昨年度の協議会の中でもご紹介しましたが、郵便局を行政の施設内に誘致して、証明書の発行業務を委託している自治体もあります。郵便局に郵便を出しに来たときに証明書の発行も受けることができ、市民の方の利便性も向上したという事例です。

○ 委員

生涯学習施設という分類がありますが、東村山市内でいうとどのようなものでしょうか。

○ 事務局

公共施設再生計画の検討の中では、公民館と図書館を生涯学習施設として整理しています。公民館と図書館はそれぞれ5館ずつあります。

○ 委員

文化的な施設も公民館という分類となっているのですか。

○ 事務局

ふるさと歴史館と八国山たいけんの里の二つが文化施設として分類されています。

○ 委員長

他に質疑はございますか。それでは、まだお時間もございますので、本日の議題の件やその他関連する事項につきまして、ご意見やご提案などがございましたらお願いいたします。

本日の資料には、基本計画に関する非常に重要なことが細かく書かれています。施設の方向性に関する考え方について、改めて皆さまのご意見やご要望を順番にお伺いしたいと思います。

○ 委員

短期間でよくここまでまとめていただいて感心しております。この検討フローについても良いと思います。

先ほど申しました、イエス・ノーの分類をどのようにとらえていくのかということを確認していくには、市民アンケートをもう少し掘り下げるなり、有効に利用していくシステムや手立てをつくる方がいいのではないかと思います。市民アンケートを有効的に、費用は相当かかるとは思います。もっと万単位の市民に送って回答を得るなど、市民の声をイエス・ノーの判断材料に入れて進めていくようにしていただければと思います。

○ 委員

事前に届けていただいた資料を読んだときにはすごく情緒的な受け止めですけれども、「うわー、嫌な書き方をしている」と思いました。法令になればやりたくない、こうであればやりたくない、そのように全部読めてしまったのです。

このフローチャートにしても不謹慎な言葉ですが、すごろくをやったら、どう転んでも最後にはサービス廃止というところにたどり着くというように読めました。

一生懸命考えていただいているのですが、同じことを逆の発想でつくってみてくれないかと思うのです。

行政のコンセプトは「人と人 人とみどりが響きあい 笑顔あふれる東村山」だったと思います。そのためには、行政はこういうことをやりますという視点があつてほしいです。人の一生はゆりかごから墓場までとありますが、無事に結婚が成立して赤ちゃんが誕生すると、乳幼児健診や保育園の充実が必要になります。子ども達に義務教育を受けさせなければならなくなります。どうしても市が援助しなければいけないというものは、同じことだと思うのです。市の援助が必要なものから優先順位をつけていくというようにしないと、基本計画がすごくネガティブな計画に読めてしまうのです。本当によくつくっていただいているので、同じことをポジとネガのように逆の視点でつくっていただきたいという感想です。

○ 委員

フローもまとまっています、ケーススタディーのやり方もこのような形でやっていくのは良いのではないかと思います。

どこの都市でもこういう問題を抱えていると思いますけれども、統廃合や集約を行い、また、新しい施設を建てられない場合は、広域連携で地域の近いところの施設を利用させていただくということになると思います。そういうことによって公共施設のあり方が整理される必要もあるので、その辺のリンクの仕方も含めて考えていく必要があると思います。

また、新しくつくるものに関しては、コンパクトなもので、ハコモノとしても維持費がかからないものを、住民が必要としている最小限のサービスを置く方法をとると良いのではないかと考えています。

○ 委員

市内の各施設についてこのように洗い出して整理していただくのは非常に大事なことです、徹底的にやっていただきたいと思っています。

確かに今までお話に出ましたように、この検討フローの中でイエス・ノーがはっきりわかるものはいいのですが、あいまいな部分を判断するのは本当に難しいと思います。アンケートも指標になるかもしれませんが、世代や置かれた環境などによっては、例えば、子育てをしている人達は子育て施設を使うけど、他の方達は関係ないということもありますから、数字だけでは測れないと思うのです。その辺を気をつけていただきたいというのが一つです。

また、先ほども委員から義務でないサービスの提供をどこまで努めるのかというお話が出ましたが、これこそ本当に行政の姿勢が出てくるというか、どういうまちにしていきたいのかという気持ちが表れてくるころだと思います。市がどうしたいのかということも大事だと思います。

○ 委員

今の部分は、最後は市長の哲学からくるということなので、「これはやるのだと

いうこと」というところが出ればわかりやすいと思います。

先ほどサービス廃止について話がありましたが、複合施設のサービス廃止の例として一番わかりやすいのは結婚式場の話です。昔は市民会館と結婚式場を一緒に建てるという公共施設がすごく流行った時期があるのです。昭和30年代頃だと思います。

○ 委員

勤労福祉会館とか、そういうものですか。

○ 委員

そうです。ところが、市民ホールはそのまま使われるのですけれども、結婚式場はニーズがなくなってしまって、別の用途に転換するようになっていきます。くまなく点検していくと、そういう感覚でやめられるものや用途を転換されるようなものがあるのではないかと感じています。

それから、1 ページのところ、「行政関与が低い」と「行政の関与が必要」という表現になっていますけれども、これは露骨にいうと行政は関与しない、行政はサービスを提供しないという意味ですよね。「行政の関与が必要」というのは、あくまでも市が提供するサービスであることには変わらないということです。市が提供するサービスには変わらないけれども、それを市の職員が直接やる必要はないということで、お金は市が出す、市がサービスを提供するという意味だけれども、実際に仕事をするのは民間の事業者である、指定管理者であるという例だと思うのです。

私の子ども時代はごみ収集車に乗っている人は皆、市の職員、都の職員でしたが、今は職員が直接的にやるということはありません。それと同じように、市がやる必要はあるけれども、必ずしも市の職員が直接する必要はないものが、探せばかなり出てくるだろうと思います。

もう一つは、そういうものを民間企業がやるのはどういうことか。例えば、市がスポーツジムのような形で健康促進のための施設をやっているとします。隣に民間事業者もスポーツジムをやっているというときに、市が同じようなことをやっていく必要はないのではないかとということが当然出てきます。民間事業者の施設がここにあるのだから、市はやめていいのではないかとということも考えられるのです。民間へ移管というのは、実はそういう意味で、市が仕事を民間へ移管するという意味ではなくて、民間の施設があるから任せてしまおう、市はもうやらなくていいというようになってもいいと思うのです。

それから、民間の建物の問題ですけれども、これは他市でもよくあるのですが、市民活動支援センターという施設があります。それは主に市民活動をする団体に対して市が、例えば、ミーティングスペースを提供したり、あるいは印刷機を置いて市民が印刷できるようにするサービスなどを提供しています。これを市の建物ではなくて、民間が持っているオフィスビルの一室を借りてやっているというケースがあります。市がハコを持っている必要はないのではないかとということです。むしろ場所が良いところで、市民活動をする人達が集まりやすいところに会議室をつくって、オフィススペースを借りて提供すれば良いということです。これが民間建物の賃借というもので、その方が良いケースも結構あるのです。

それから、行政職員の中にもよく理解していない方も多いのですけれども、指定管理者はどうやって儲けるのかということです。売上げも利益もない市の施設の管理を委託された民間企業はどうやって儲けるのかというと、市からいただく管理委託料と実際にかかる管理コストの差額で儲けています。つまり、ゼネコンが公共施設を建設するときに、市から建設費をもらって、ゼネコンはそれよりも低いコストで建てることによってそこに差額が出て利益になりますが、施設の管理もそれと同じことなのです。市が管理料を出して、それよりも低いコストで管理することで、そこに利益が生まれます。

私も今、非営利団体で指定管理の仕事をやっていますけれども、市から年間1,800万円ぐらいをもらっていて、人件費、水道光熱費、事業費などを払うと利益は50万円ほどになります。でも、非営利団体なので、その50万円はまた次の事業に使うのです。そういうことがあるので、管理料が適正であれば、手をあげてくる民間の事業者はいるわけです。特に多いのは、子育て支援を目的としているNPOが子育て支援施設の指定管理者になるというケースです。例えば、4,000万円ぐらいでNPOに管理料を払ってやってもらう。NPOは赤字にならないように必死になってがんばってコストを下げる。だけど、NPOだからそこで利益をあげたら、それはまた自分達の子育て支援の事業に使うという形です。

これは、よく笑い話としてあるのですけれども、市のスポーツセンターが最近、急にサービスがよくなって受付の人達もすごくにこやかに応対してくれて気持ちがいいので、どうしたのだろう、何が変わったのかと思ったら、実はそこは民間の指定管理者に変わっていたというケースです。そういうこともあるので、サービスの向上も見込めるかもしれません。それは、市がそこを手放したのではなくて、こういう目的の施設があり、こういうことをやる時きちんと示して、それに対してやってくるところに管理料を払うという仕組みになってくるのではないかと思います。あくまでもそのサービスを提供しているのは市なのだけれども、実務的には民間事業者がやっているということです。

今回、こういう形で協議会をやって、市民ワークショップもやるというプロセスは非常に良いと思います。時間をかけて市民の方々に理解していただいたうえで、具体的に施設がどうなるかということを検討していくというプロセスは非常に良いと思っています。

○ 委員長

私も最後に気がついたことをお話しします。公共施設の再生は老朽化したハードの再生が必要となってくるということで、公共施設再生計画の策定が重要となっているのだと思いますが、行政サービスの見直しも含めたソフトの再生からかかっていると、ハードである建物の再生は見えてこないのではないかと思います。今回の資料の内容は、まさにそのようになっていますから、計画書として市民に出していくときには、そこを強調すると良いと思います。さらにわかりやすくするために、独立した章を立てても良いのではないかと思います。

公共施設は皆、整備に手間暇をかけてきたのは昭和40年代頃で、全国的に老朽化

してきていて、総務省も地方公共団体の公共施設について、いろいろと言いはじめています。国はこんなことを言っているけれども、東村山はこのように考えていますというようなことも、市民の皆さんにもわかるように表すことも必要なのではないかという気がしました。

その中で、時代の変化ということがあります。例えば、先ほど委員からご紹介いただいたように、今後は、今までであれば当然市役所がやるという仕事を民間がやるというケースは、想像もつかないスピードで、劇的に増えていくのだらうと思います。計画をつくる際には、2、3年したら状況が変わるということも先に織り込んでおくという気がしました。

今一通り、ご意見やご要望を出していただいた中で、さらにご意見、ご要望がおありになれば承ります。

○ 委員

今回はサービスの点を検討していただいたと思いますが、行政の窓口のようなサービスと市民が自発的に利用する公共施設等のサービスとがある中で、受益者負担をどうとらえるかということも考えていく必要があるかと思います

例えば、ふれあいセンターを利用するとき一人当たりいくら払うのかは、今は決まっていますが、それが民間と並んだときにはどうなるかということです。ある民間のスポーツクラブは会員制ですが、単発だと2,000円ぐらいで利用できると思います。では、スポーツセンターを公共でやった場合どうなのかということです。

公共だから安い、民間だから高い、やはりそこには差があります。その民と公との差は、何なのかということになってきます。

例えば、新たな公共サービスをやりますが、その代わりこれだけ受益者負担で料金がかかりますとしたときに利用者は来るのかどうか。利用者が来るということならば民間がやれると思います。その辺が難しいラインになると思います。

民間事業者は、これは利益が出せる事業だと思ったら黙っていても出てきますので、民を呼ぶ仕組み、魅力がある事業をつくっていくことが市民サービスにつながっていきます。そういうことを考えていかなければいけない時代になってきたと思います。行政は言われたからサービスをつくるというのではなくて、こういう事業性があるからこういう新たなサービスをつくりますと提案していく形で行政サービスをやっていければ一番良いのではないかと思います。

○ 委員

今のお話で、例えば、介護保険で運営される施設は、民間側は十分に売上げと利益が見込めるので、別に行政がやらなくても民間がやっているということがあります。公共施設の場合に難しいのは、先ほどお話ししましたように、私も施設の指定管理者をやっているのですが、指定管理料が年間1,800万円ぐらいで、それにプラスしてお客様から利用料をいただいています。部屋を貸して得られる利用料は管理者の収入になるのですが、利用料は条例で決められていまして、大体、1部屋が1時間で100円ぐらいの金額になります。そうしますと、利用料金の収入は10分の1ぐらいにしかならないので、これはまるごと民間企業がやる事業としては成り立たないと

思います。なぜ条例でそのように決めているかという、アーティストは皆、貧乏だから安くしてどんどん使いましょうということなのです。

○ 委員

例えば、ある施設を証券化して、その証券を持っている人は安く使えるけれども、証券を持っていない人は利用料は高いという仕組みもあると思います。いろいろなやり方は出てくると思いますが、一律、税金でつくったから皆に安くという時代は終わったのではないかと思います。

○ 委員

市にお願いして15年ほど前に恩多ふれあいセンターをつくっていただくときに、運営の受皿である市民協議会にずっと携わってききましたが、委託や指定管理でハコモノの運営を受けた人達は稼働率をすごく気にしています。恩多ふれあいセンターには、公民館と同等のレベルの料理教室があるのですが、その稼働率が低いことが役員の悩みの種なのです。しかし、大勢で食事づくりができる部屋というのは、大きなイベントのときには欠かすことができないものです。近くにある吉田さろんでは、市にお願いして社会福祉協議会の活動の場にして夕食サービスをされています。稼働率が低いことを気にするのであれば、そのようなサービスとドッキングすれば稼働率の低い料理教室も稼働率が高まるので、複眼的な視点で考えていくことが大事なのではないかと思います。

○ 委員長

他にございますか。

○ 委員長

皆さま、貴重なご意見ありがとうございました。ただいまいただいたご意見も今後の基本計画策定の助けになると思いますので、事務局の方はよろしく願いいたします。

皆さまのご意見も伺ったところで、渡部市長より総括としてご意見をいただききたいと思います。渡部市長よろしく願いいたします。

○ 市長

改めまして、皆さん、こんばんは。今日はお忙しいところ委員会にご出席いただきまして、また、貴重なご意見をいただきまして誠にありがとうございます。

本日は計画のおおよその構成内容と現時点での市の考え方についてお示しさせていただきました。ある自治体では公共施設再生計画は総床面積の何パーセントをカットするという削減目標を出しているところもあって、その後、実際には話がうまく前に進まなくなるケースもあります。私どもとしては総量で何パーセントカットするような考え方は基本的には持たないで、一つずつ、先ほど申し上げたような検討フローに基づいて丁寧にやらせていただきたいと考えております。

市では、これからいかに市民の皆さんの健康寿命を延ばしていくかということが大きな課題となっています。今年で13町各町での介護予防大作戦が3年目に入っていますが、それぞれで非常に工夫を凝らして行っています。その中で、市の

施設を使われる町もあれば UR の集会施設や東京都の施設など、市の施設ではないところを使われることもあり、いろいろな公共施設が活用されているのだということに改めて感じているところでございます。そのように全人口が高齢化する中で集っていただき、自発的に健康寿命を延ばす、介護予防に取り組んでいただく拠点としての公共施設の重要性はあると痛感しております。

その一方で、これから市民文化祭も始まるのですが、かつてに比べると公民館を拠点として行われている文化祭に出展される市民団体が減っている傾向があって、一部の公民館では文化祭ができない事態になっています。

先ほどもお話がありましたが、公共施設の再生とともに、そこで行われている市民活動をどのように活性化するかということ併せて考えていかないとならないと、最近痛感しているところでございます。

そうした中で、これから公共施設の再生を進めていくわけですが、市民の皆さんに指定管理をしていただいているふれあいセンターは、長いところでは 10 年以上たっているところもありますが、市民の皆さんは非常に丁寧にきれいにお使いいただいています。かつ、市民協議会で考えた様々な自発的なプログラムに多くの地域の方も参加されています。このように、ふれあいセンターが新たな交流の場になっていることを考えると、民間企業だけではなくて、市民の皆さんに指定管理をお願いしていくことも、これから施設を活性化して、より多くの市民の皆さんに活用していただくという視点では大事なのではないかと思います。ここのところいくつかのふれあいセンター祭というイベントが行われて非常ににぎわっている姿を見て、そんなことを感じているところでございます。

いずれにいたしましても、今日お示しした内容に沿いまして、また、いただいたご意見を踏まえつつ、さらに計画案の精度を上げてまいりたいと考えております。また、次回までの間に、公共施設の再生はどういうことなのかということを感じていただく場として、ゲーム形式のワークショップも開催する予定です。それらの成果も踏まえて次回、計画の案をお示しできるように我々も掘り下げて検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

3. その他

○ 委員長

続きまして、次第 3 の「その他」について事務局よりお願いします。

○ 事務局

それでは、2 点ほど連絡事項がございまして。

1 点目は 12 月 6 日、中央公民館で開催予定の市民ワークショップの件でございます。本日、市内在住の市民の方から無作為で抽出いたしました 1,000 名に対しまして、市民ワークショップの案内状を送付いたしました。募集人数 30 名程度を想定し、応募多数の場合は抽選させていただくこととしております。

委員の皆さまにおかれましては、お時間が許すようであれば、ぜひお越しいただければと存じます。

次に2点目ですが、次回の検討協議会の日程についてでございます。だいた先になり大変恐縮ですが、来年、1月13日（火）に予定しております。次回の検討協議会までに、本日いただいたご意見も踏まえ、さらに検討を重ね、施設分類別の再生の方向性について詳細をお示しできるようにしてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○ 委員長

以上で、本日予定していた内容につきましては、すべて終了しました。

4. 閉会

○ 委員長

それでは、最後になりましたが、閉会のごあいさつを小林経営政策部長より、お願いいたします。

○ 経営政策部長

長時間にわたりましてご論議いただきましてありがとうございます。

本日は公共施設再生の基本計画の案ということで、検討の視点、あるいは今後の流れ等をお示しさせていただいて、いろいろなご意見をいただいたところでございます。

その中で、市民アンケートなどの市民意向の吸い上げということに関しての議論がございましたが、現在進めております総合計画の後期基本計画の策定におきましても、まちづくり会議や、40歳未満の若い人達を集めた「ムラカイ」などの会議や各種のアンケート等を実施して意見をいただいているところでございます。また、市長が毎月行っておりますタウンミーティング等を通じて公共施設に対するご意見もいただいております。

これらを尊重しつつ、時間をかけて、丁寧な形で進めていき、多くの市民の方に理解されるような公共施設の再生につなげていきたいと思っておりますので、どうぞご指導をお願いしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

○ 委員長

以上をもちまして、第2回東村山市公共施設再生計画基本計画検討協議会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。